

序章 伝統中国の法秩序

1 本講の二つの課題

清代の法状況 日本が江戸時代（一六〇三年～一八六七年）に幕府と各藩による分権的統治体制を取っていた頃、中国は清朝（一六四四年～一九一二年。後金国としての建国は一六一六年）の統治下にあり、そこでは皇帝専制支配の下で次のような秩序が展開していた。

人々は平均戸口数五、六人程度の小家族単位で暮らしていた。その家は兄弟均分の家産分割制度の下、繰り返し零細化を余儀なくされており、家々の間では生き残りをかけた競争が繰り返された。土地財産も、没落する家から上昇する家に向けて、市場を通じて激しく移動する。そうして無産となった家の大半は有産の家の土地を耕して暮らすことになるが、その地主小作関係もまた契約で結ばれた。個々の家の安定的な持続が保障されぬ以上は、他の前近代社会でよく見られるような村落共同体、即ち近隣の特定の家々同士の間の超世代的な互酬関係構造も作り難い。生産と生活に必要な互助関係も、そこではまた短期的な契約によって作られる他はなかった。そこにあったのは生活万般について流動的で契約的な関係が支配する市場社会であり、その様子を伝える膨大な数の契約文書群が現在にまで残っている。

そうした人々の暮らしの全体を、皇帝による一元的な全国統治が覆っていた。支配層は他の多くの前近代文明とは異なり、自らの武力で以て一定地域を支配する在地領主などではなく、皇帝が科挙の試験を通じて一代限りで採用した官僚である。皇帝は全国を行政区画に区切りそこに自分が採用した官僚を地方長官として赴任させ、その長官が「民の父母」「親民官 {しんみんかん}」として現地人民を統治した。最末端の地方行政区画は州とか県とか呼ばれ全国で千六百ほどあった。清代半ばの人口は三億数千万人なので、平均すれば一人の州県長官が担当する人民の数は約二十万人・四万戸ほどになる¹。

競争社会である以上は紛争は避け難く、また村落共同体も無いとなれば紛争解決は遠からず国家に求められる。そこで最初に裁判官役をつとめるのもこの親民官であった。訴訟の提起のことを当時は「打官司 {だかんし}」と称した。打官司は訴状を州県の役所（衙門 {がもん}）に提出する仕方で行われた。人民の多くは字が書けなかったが、州県衙門の周りには官許の代書屋が店を連ねており、頼むと訴え事を訴状に仕立ててくれる。三と八の日といった形で月に六日ほど設けられた訴状受理定例日になると役所の窓口が開き、訴状を持った人がそこに並ぶ。新受案件数は一州県当たり年間千件ほど（つまり全国では年間百六十万件ほど）だと見積もられている²。それが多いのか少ないのかの評価は難しいが、年間千件ということは一年間に最低限千戸の原告の家と千戸の被告の家が生まれるという

¹ 滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて」（同『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四年）一三頁、「嘉慶年間の数字によると、天下の庁・州・県合わせて一六〇三、人口は三億三千五百万余であるから、人口二〇万余につき一人の親民官が置かれた勘定となる」に依る。最末端の行政区画数は数え方によって色々な数字がある。

² 第四章第二節を参照。

ことである。先の州県の戸数をこの数で割れば、どんな家も二十年間に一度は原告の家か被告の家として訴訟沙汰に巻き込まれるという計算になる。中国民衆にとって訴訟が随分と身近な存在であったことは確かである。幾つかの州県の行政文書の原件（州県檔案 {とうあん}）が今も残っており、それらの中に含まれる文書を見てゆくと当時の裁判の様子が相当細かなことまで分かる。

そして刑事事案の処理をめぐっては、国家大で作られた裁判制度が一体として作動した。徒刑（後述）以上の刑罰を必要とする事案や、命案（人死に事件）・盗案（主に強盗事件）の決裁権限は省長以上の高官が握っており、それらの事案は州県の審理と原案作成を経たあと、上官の決済を求めて国家官僚制機構の中を覆審されながら上へ上へと（死刑案件についてはまさに皇帝その人の下にまで）上がって行った。上申文書の作成に際しては必ず法典条文の援引が義務づけられており、またその必要に応えるだけの詳細かつ体系的な実定法（律例）が整備されていた。中国の文書館・博物館には皇帝に提出された刑事裁判文書（題本）が膨大に残されており、またそれら判決例（成案）の中の重要なものは清朝段階で既に浩瀚な成案集の形で印刷刊行までされていた。

早熟な国家と社会の二元性 このようにそこに広がっていたのは大規模な市場社会・契約社会・訴訟社会であり、それを統一的な官僚制国家が覆っていた。秩序の大枠だけを見るならば殆ど近代社会と見紛うほどである。しかも西洋では封建的割拠の状態を克服し、統一的な国家権力の下に国家大での市場的契約的な社会、一つの法空間が成り立つのは絶対主義王政の頃、即ち十七、八世紀のことであり、またそれに伴ってはじめて土地も本格的に商品化される。ところが中国では民の間で土地が自由に売買される状態が既に宋代・十世紀頃には確立しており、また狭く一人の皇帝の下に多数の人民が並列している一君万民の国制（以下、「帝制」と呼ぶ）に限れば、それは秦の始皇帝の頃、即ち紀元前三世紀末には既に現れていた。比較法制史学者の水林彪氏は、封建制的な重層的な政治構造から一つの国家権力の下に平準化された法主体が並ぶ状態への移行を「文明化」と名付け、西洋史が一七、八世紀に経験するそうした大転換が、中国では紀元前三世紀から紀元後十世紀にかけて起こっていたという説を提示している³。確かに国制の外形だけを論ずるならば事態はそのとおりであり、上述の法のあり方はその大転換後に起こる諸課題に対する中国人なりの対処のあり方を示している。

ただそこにあった対処法が西洋近代のそれと同じようなものかと言えば、もちろんそのようなことはない。そのようなことがないからこそ中国では十九、二十世紀に改めて西洋起源の近代法制度の導入が行われ、そこで二つの法の混淆をめぐり新たな悩みを抱え込むことになる。帝制中国にあった法秩序は、西洋前近代の封建制的な法秩序とは異なったものだが、西洋近代の法秩序とも異なったものであった。中国法制史と西洋法制史の違いは移行時期のみならず内容面にもある。

第一の課題——清代法秩序の実態解明 そこで本講では、こうした世界史的に独特な位置に立つ中国清代の法秩序のあり方の具体的解明を第一の課題とする。主要な契機に限っても、家のあり方、土地所有や地主小作関係のあり方、社会関係の組み立て方、民事刑事の裁判のあり方、そこにおける法典や判例の役割、そして契約社会の特質など、語るべき

³ 水林彪他編『比較国制史研究序説——文明化と近代化』（柏書房、一九九二年）、水林彪『国制と法の歴史理論』（創文社、二〇一〇年）。

ことは山のようにあり、そしてそのどれもが魅力的な特徴に溢れている。本講ではそれら一つ一つを、可能な限り彼等の考え方の筋道に従って、またそれゆえ彼等が日用する概念に即して分析してゆことにしたい⁴。当面の目標は、当時の訴訟文書を読んでその背後で何が起こっているかを生き生きと手に取るように理解できるようになることに置く。本講の後半では何件かの裁判事例を詳細に検討することになるだろう。

第二の課題——もう一つの法モデルの定立 そして第二に、本講では以上の作業と並行して伝統時期の中国、あるいはより広く非西洋の伝統社会において、法という社会現象をどういうものとして論ずるかという方法論的な問題を考えて行きたい。第一の課題を歴史的な問題意識というとしたら、この第二の課題は法学的な問題意識ということになる。そして実際、この問題は現代日本の法学者にとって悩ましい問題領域をなしている。

というのも、例えば現代日本法の歴史的淵源を辿ろうとする場合、我々は通常明治期より前はドイツなりフランスなりといった西洋法史側に遡る。また現代日本の国家法の外側にある秩序を我々は明治期以来、「法外」のことと考えてきた。もちろんそうする我々も西洋から近代法を導入する以前の日本には「法は無かった」といったことを積極的に言いたい訳ではない。そこにも何らかの意味での法はあると思っている。ただそこで言う伝来の法と近現代日本の法（あるいは西洋近代の法）との間の概念的な位置関係を我々はうまくつけられないでおり、またそれゆえ近現代日本における法秩序をその外側にある規範秩序の中に適切に位置づけることもうまくできずにいるのである。淡々と事物に即して日常秩序と法秩序、前近代日本法と近代日本法とを別事の如く語るうちは何の破綻も起こらないのだが、一旦そこで法の問題に関心を集中して両者の関係を語ろうとすると、何時の間にか西洋近代法に似た事物、その断片を前近代日本の中に捜す、そしてその上で何かの達成や何かの不足を語るような話になってしまう。

そうした問題状況は、中国法制史研究においても大差は無い。例えば上述した清代の法状況を従来の仕方で語れば次のようになる。社会は市場的・契約的に編成されているのに民事実定法は不発達であった。国家の行う民事裁判なのにその内実は法に基づく権利の実現ではなく個別主義的な妥協形成の気配が濃厚であった。刑事裁判面では実定法制度や判例制度が高度に発達を遂げていたが、裁判自体は必ずしもルールオブローの考えに従ってはおらず、皇帝は実定法の上にいた。そう言う時に思わず知らず思い浮かべられているのは、権利秩序は自ずとルールに集約され、その権利は裁判を通じて実現され、また裁判はルールによって統制されるという西洋型の法と裁判の理念型である。足りないと言うにせよ、案外に良くやっていたと言うにせよ、していることはここでも西洋法の諸要素に対応するものを中国史の中に捜し、その上でそれを西洋法側の基準に従って評価する作業である。もちろん仕組みから言って永遠に百点満点は得られない。

⁴ 法秩序を構成する諸契機をなるべく広く取り上げて統一的な全体像を描こうというこの種の試みの先行業績として本書が最も意識するのは仁井田陞氏（一九〇四～一九六六年）の『中国法制史』（岩波全書、初版一九五二年、増訂版一九六三年）である。同書は本書とほぼ同じ紙幅を持った概説書（著者が昭和二三年から二六年まで東京大学法学部で行った講義に基づく教科書）であり、国家から村落・ギルドまで、刑法から家族法・土地法・取引法までの多岐にわたる問題を論じた上で、伝統中国法の歴史的な位置づけを試みる。そこで力を込めて示されるのは、未だ革命の余燼冷めやらぬ「新しい中国」に対比されるべき「旧中国」の東洋的「権威主義・専制主義」の姿である。同書刊行からこれまでに五十余年、同種・同規模の試みは存在しなかった。本書ではこれに代わる新しい伝統中国法像を示したい。

法概念の貧困 結局我々は、こと大きな法の理解枠組みとなると、理念化された西洋近代法のあり方と、それを恣意的な仕方でも適当に薄めたものしか持っていないらしい⁵。法の概念定義が歴史的事実としての西洋法から十分に自立できていない（そういう法概念一つしか持っていない）ので、「西洋法とは違う（それとは別の形の法である）」という話と「それは法ではない」という話の区別がうまくできなくなっているのである。同じ理由で、法の歴史記述にしても、現代にまで至る話をしようとするれば、それは自ずと近代法形成史論の形になってしまい、またそれを物差し役としてしまった当然の帰結として、近代法の側は意味も無くすべての法の歴史の終点に祭り上げられたままになる。

これでは如何に対等な相互比較を主観的に目指そうにも、その中から西洋法・近代法の側を相対化するような話が出てくることは難しい。もちろん法制史学の出自が西洋近代にある以上、その最初の学問的な概念化の対象が西洋の歴史的経験になることは当然のことであり、またそれに倣って作られた日本法制史学や中国法制史学が、その出発点においてそれらの学問的概念を借用することもある程度はやむを得ないことと言える。しかし何時までもそんなことをしていて良い訳もない。ではどうすれば良いのだろう。

中国法制史学からのチャレンジ そこで立ち止まって考えてみると、日本はひとまずおき中国について言えば、上述のとおり伝統時期に既に契約から裁判を経て実定法に至るまで、我々が法をめぐると思いつく現象の多くが盛大に現れている。特に清代については実務の細部を生き生きと伝える豊富な契約文書や裁判文書までもが残存する。ならば、従来のように個別に西洋事物の「似たもの探し」をするのではなく、そこにある諸契機相互の間にある独自の内的連関を解明し、そこにある事象の全体を概念的に自立完結的な仕方でも描き、そしてその構造一揃いを積極的に「別の形の法」として提示する道もある筈である⁶。

そうした作業は、何を法として論ずるかを自ら定めて示すという点で、何よりも中国法制史学の基礎作りになる。またそうした試みが一つでもあってこそ、それとの対比で西洋法史や西洋的法概念が世界法史の中で持っている位置や特性を論じ、また文明を跨ぐ仕方

⁵ もちろんここで（史料用語主義だとばかりに）「法」という漢字に着目する仕方はあるが、その字は伝統中国法の分野では主に皇帝が官僚や民に対して示す実定的な刑罰規則を指す。まさか伝統中国法として論ずべき対象がそれに限られる筈もない。しかも面倒なことにその「法」字は近現代になると、中国でも日本でも今度は専ら西洋語の law 等の訳語として用いられる。それ故、この字を頼りに行う議論は、一寸でも気を抜いた途端に言葉の迷路の中に迷い込んでしまうことになる。例えば中国では「法とは王者が世を治めるための道具であった」といった立言（古漢語の字義に即すればこれ自体は少しも間違っていない）に引き続いて、「所詮、治者と被治者とが一つの法共同体をなすという関係——何がお互いの間の法であるかを語る裁判官、その声に耳を傾けて己れらの法意識を確かめ合う民衆という姿——が帝制中国には存在しなかった」とまで話を広げる時、途中で話題の対象がすり替わっていることに論者が何処まで自覚的かは十分に疑わしい（引用の文章は、どちらも滋賀秀三『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四年、七九頁と八〇頁）。

⁶ こうした学問的志向は日本では滋賀秀三氏（一九二一～二〇〇八年）によって創始されたりードされてきた。但し滋賀氏においてはその作業は、家族法分野を代表とする民事実体法研究、法典編纂史研究、民刑事の裁判制度研究の三分野に分けて行われ、それぞれについて非常に深いところまで進んだが、三者相互の関係、即ちそこにある法の全体像については未だ十分な概念的統合には至らなかった。それぞれについて別個に語っている内は破綻しないが、三者を跨ぐ議論をしようすると、前注に一例を示した如くどうしても齟齬する箇所が現れる。本講が目指すのは、その残された最後の壁を乗り越えることである。滋賀氏の業績が持つ学説史的な意義と位置については寺田浩明「滋賀先生を偲ぶ」（『法制史研究』五八号、成文堂、二〇〇九年）を参照。

で法を語る際の注意点は何か（あるいは広く人類にとって法とは何か）といった問題を考える道も開けてくる。その意味でそれは決して中国法制史を特殊なものとして世界史から孤立させる営為ではなく、むしろ法概念の豊穡化を通じて、中国法制史学が世界の法制史学、比較法制史学に対して貢献をする最良の仕方の一つである。

伝統中国の法秩序 そこで本講では、清代法秩序の具体的解明という第一の作業を、同時にそうした独自の法秩序のモデル作り（他の非西洋地域でもあり得るそうした試みのパイロットケース）として進めることとしたい。初歩的な作業である以上、当面对比される相手は非常に漠然とした仕方であえられた西洋伝統法のあり方や近代法のあり方ということになる⁷。それに応じて中国側の対応物も自ずと大雑把に、西洋法と接触する前に中国人達が独自に作り上げてきた法秩序のあり方全体ということになる。本講で言う「伝統中国の法秩序」とか「伝統中国法」とは、そうした比較の相の中で眺め返された中国の固有法のあり方を指す。その言葉を用いて言い直せば、本講の第二の目的は、伝統中国の法秩序の世界史的な特質の解明、伝統中国法と西洋伝統法および近代法の位置関係の積極的な解明ということになる。

本講の限界・目的の限定 ただ以上の二つの課題に注力する結果として、本講は中国史内部における歴史的展開過程については却って手薄になっていることも最初に断っておいた方が良いでしょう。

何よりも以下で見る家族法、土地法、身分法、裁判制度、刑罰制度といった各論それぞれについて、改めて述べるべき清代にまで至る長い歴史があることは言うまでもない。また法全体の性格についても、如何に伝統中国法を名乗ろうと、その性格を規定する構成要素の歴史的深度は実に様々である。家のあり方の基礎にある血縁観は何時から始まったかすら分からない。一君万民の皇帝支配の構造は先に述べたとおり秦代（紀元前三世紀）まで遡るが、土地売買の全面化という点については宋代（十世紀）にまでしか溯らない。社会関係が全面的に契約的市場的なあり方で覆われるのは、おそらく明末清初（十六世紀）以降のことであろう。前提条件がここまで異なれば、本講で清代を素材に明らかにした法の特徴が全部そのままの状態では太古から中国にある訳もない。この中では帝制の成立が大きな画期を為すことは容易に想像されるが、それが法の特徴のすべてを決する訳もない。今回の結論を無条件に帝制中国法全般に拡大することはできない。また何につけ歴史的形成を論じれば、当然その前には何があったのかという疑問がついで沸き起こることになる。

⁷ ちなみに言えば、以下で伝統中国法という概念が持つ問題点を詮索するが、もちろん西洋側についても西洋法伝統とか近代法という一つの事物が存在する訳もない。そして西洋法史の専門学者達は現実にも国民国家よりも更に小さな地域単位での歴史を語ることに忙しい。実際、研究をすればするほど、西洋法・近代法を一括して語る等ということの無謀さは専門家の誰にとっても明らかなのであろう。しかし伝統中国法と対比してみた時、そこに反省的に定位すべき何か大きな共通項があることは確かである。そしてそれを明言してこそ相互の違いも明らかになる。結局、この種の東西対比論の一番の困難は、西洋法史全体の性格付けという最大規模の言明を、却って西洋について素人たる中国法史学者側が行わざるを得ない所にあるのだろう。そうしたものの故、その言明についてその根拠を示す（その言明の責をその専門家に押しつける）端的な注記をすることはとても難しい。西洋法に言及する部分について、殆どまともな注が付いていないことをまずお詫びしたい（西洋法制史について学びたいければ、やはり西洋法制史の教科書を自ら読んで貰う他はない）。また同様の理由で本稿の随所に、西洋法史を専門とする学者から見れば噴飯物の初歩的な誤りが多々見て取られるに違いない。厳しい叱正を請うと共に代案の積極的な提示をお願いしたい。

一旦歴史を遡り出せば問題は加速度的に複雑化する。本講で述べる個々の論点の歴史的射程、及びどの歴史的要素が法の特質のどの部分をどこまで規定しているかといった問題は、すべて今後の検討に向けてオープンなままに置かれる。

また西洋と接触する以前の伝統中国法秩序の姿を可能な限り一つの自立完結的なシステムとして再構成して示すという目的に従って、本講は清代法を主要な考察対象とするにもかかわらず清代に特有の歴史的要素（何よりも支配民族が漢民族ではなく満州族であった）には原則として意識的に注意を払わない。また法秩序のコアにある主要要素間の概念的位相関係の復元に考察を集中するので、清代法秩序の中にも当然に存在する版図内での大きな地域的差異（例えばモンゴルでは少し違った法秩序が広がっている）や、民族毎に異なる諸問題（例えば満州人は「旗人」としてその他の民人とは区別されていた。また多様な少数民族は独自の内部的秩序を持っていた）などについても殆ど触れない。それらの問題も、歴史的展開の問題と合わせて、すべて次なる課題として今後に譲られる。

本講が取り敢えず目指すのは、そうした歴史的な議論に向かう為の中間的な立脚点を作ることである。

2 皇帝・紳士・民

主要な登場人物 以下の諸章で清代法秩序の様々な具体相を論ずる前に、登場人物のあり方をごく簡単に紹介しておきたい。狩野直喜氏は、宋代の哲学者・朱子の『大学章句』を素材にして広く帝制中国の組織原理を以下のように簡潔に説明する（なお以下の引用文すべてについて同じであるが、引用文中の亀甲括弧〔 〕に囲われた部分は寺田による自由な補足であり、また振り仮名も基本的に寺田による）⁸。

帝王は天が人類聡明英知、衆に卓越するものを選び、之をして億兆の君師として治教〔ちきょう〕〔統治と教育〕を掌らしめ、其の治教は総て人民が完全に徳性を成就するに至りて、初めて帝王の責任を遂げたりといふべく、司徒典樂の諸官も必竟帝王が治教の大事業を輔成〔ほせい〕するために設けられたといふ意味にして、此の意味より言えば、帝王は世界に唯一人あるのみにて、其の治教をうくべきものは世界人類の全てであり、従って支那の国家に関する思想は、現今所謂国家即ち境域を分ちて相対立する国家にあらずして、宇宙国家の思想なりとす。

国制は天命を受けた一人の人間による残る全人民（全人類）の教化という論理で組み立てられていた。そして一君と万民の間には道德教化の助手役を担わせる為に「司徒典樂の諸官」が置かれていた。

紳士身分と科挙 そしてこの「司徒典樂の諸官」（官僚）およびその母胎としての「紳士」（士大夫〔したいふ〕）層は、清代では実際にも皇帝の手によって、民の中から、主に古典の教養を問う科挙試験を通じて選ばれていた。科挙の試験制度について立ち入ることはしないが⁹、それは大きく分ければ学校試（童試）という予備試験と科挙試という本試験の二段階からなる。学校試は毎年行われそれに合格すると「生員〔せいゐん〕」という身分と科挙試の受験資格が与えられる。科挙試は三年に一度行われ、その最初の段階・郷試に合格

⁸ 狩野直喜『清朝の制度と文学』（みすず書房、一九八四年）、二七七頁。

⁹ 宮崎市定『科挙』（中公新書、一九六三年、『宮崎市定全集』一六巻）が詳しく述べる。

すれば「挙人 {きょじん}」という身分を与えられ、そこから任官資格が発生する。更にエリートコースを望めば北京で行われる会試に臨む。その合格者は「貢士」と呼ばれ全員がそのまま皇帝が試験官となる殿試に臨む。皇帝が試験官となる試験を受けることで皇帝と受験者の間に師弟関係が結ばれるというフィクションである。殿試が終わると「進士 {しんし}」という身分を与えられる。三年毎に三百人ほどの進士が生まれる。

紳士身分はこのように試験を通じて当人本人に与えられ、原則として世襲されないとなれば、当然、世代交代毎に紳士身分を構成する家は大幅に入れ替わる。先行研究に依れば或る年次の進士合格者二九三人（満州人を除く）の内、父が紳士であったものは一九〇人（六五％）、父が平民であったものは一〇三人（三五％）だったという¹⁰。

ただ皇帝による選抜の契機のみを強調すると大事な点を見逃すことになる。科举制度は宋代以降に整備される。しかし暴力や経済力ではなく、徳望を以て民の上に立つ紳士という社会層はそれより遥か前から存在する。科举制度が、更に言えば皇帝が紳士身分を作り出した訳では決してない。先走ったことを言うならば、むしろこの社会が「天命を受けて民を教化する一人の有徳な皇帝」という存在を要請したのと同様の仕組みが、「有徳の無数の紳士達」という社会的存在を要請しているのである。科举制度の歴史的意義は、そうした紳士の資格認定の機能を皇帝が形式的に独占したという部分的变化に過ぎない。

社会の中の紳士 そうした支配層・紳士達は社会の中にどのような形で存在していたのだろうか。最初に紳士本人の数とその人口に占める比率について言えば、十九世紀初めの段階で全国の総人口は約三億人、生員以上の紳士数は百十万人であり、対人口比率は〇・三六％（二百八十人に一人）、また清末を取ってみればそれぞれ三億五千万人、百五十万人、〇・四二％（三百四十人に一人）という数字になる¹¹。

その社会的プレゼンスの程度を論ずるのは難しいが、例えば現代日本の医者の方人口比率を見てみれば、二〇一四年には人口十万人に対して二百四十五人、人口の〇・二四五％（四百八人に一人）であった。我々は科举試験の難しさという知識からつつい紳士の存在を稀少なものと考えてしまいがちだが、紳士は現代日本の医者の一倍半前後も社会の中に居るのである。紳士は人々が十分にアクセスできる範囲内に住んでいる。もちろん紳士が社会空間の中に均等に分散していたという訳もない。恐らく大都市には多く田舎には少ないに違いない。ただ大都市では高位の身分を持たない限り目立てないだろうが、田舎では生員の資格を持っているだけでも大事にされる。それは現代の大学病院内における医者の扱いと僻地におけるインターンの扱いとの違いと同じとも言える。

次に紳士の家の数の数を論ずれば、十九世紀初めと終わりでそれぞれ四百五十万人（一・五％）、七百五十万人（二％）となる。支配階層が全人口に占める割合としては、これははっきりと少ないと言えるだろう。例えば江戸時代の「士」身分は全人口の六～七％ほどと見積もられている。当然そこからはそれぞれの社会の中で支配層に求められる役割、果たす仕事の違いが想像されることになる。またこれを上述の社会的流動性論と掛け合わせれば、全体の二％足らずの家が次世代のトップリーダーの三分の二を生んでいたという議論

¹⁰ Robert M. Marsh, *The Mandarins: The Circulation of Elites in China, 1600-1900*, Free Press of Glencoe, 1961.

¹¹ 一九世紀初めの数字については、坂野正高『近代中国政治外交史』（東京大学出版会、一九七三年）六八頁以下。清末の数字については、斯波義信「社会と経済の環境」（橋本萬太郎編『漢民族と中国社会（民族の世界史5）』山川出版社、一八八三年）一七〇頁。

もまた可能になる。数字の読み方は難しい。

しかも上記の紳士の数に対して、彼等が就くべき官僚のポストの総数は数万ほどしかなかった。つまり上記の紳士の内の数万人が中央地方の国家官僚制機構に配され、国家支配の最末端たる州県にも北京から任命された地方長官がやってくる。そして現職官僚になっていない残る紳士達（官職経験者もいればこれから任官を希望する者もあり、更にはそうしたことに凡そ関心が無い人々もいた）の大半は自己の生まれ育った州県で暮らしており、その中で周辺の人民に対して社会的なリーダーシップを振るい、また外からやってくる余所者の地方長官に協力をしたり対抗をしたりしていた。

皇帝・紳士・民の語り方 これが一君万民の国制の大雑把な人的配置である。そして上述のとおり、その全体は天が衆に卓越する者を皇帝に選び、その皇帝が自ら選んだ徳化の助手たる紳士を率いて民の教化に励むという形で説明もされていた。しかしもちろん「われわれは王権のイデオロギーを宣布するのではなく、そのありようを研究するのであるから、王権のもとにある社会はプラトニックな宇宙論的観念の自己発現ではないという自明の事実から出発しなければならない」¹²。行うことは帝王学ではなく社会科学である。皇帝支配を前にしてまず何より問われるべき問題は、有徳の皇帝がどうやって無徳な民を教化していたかといった話ではなく、そこでは統治＝政治的支配が、（西洋史の如く、自己の武力を用いて一定の空間とその中に生きる人間を外からの侵略から防衛することとか、その力を用いてそこにある法、あるいは配下の人々の権利を保護実現することとかではなく）どうして民の道徳的な教化という形で表象されたのかという点の解明である。我々が西洋の法の歴史を論ずる時には常に権力自身の位置づけを含むこの大きな全体を問うている。伝統中国についてだけ、天命を受けた皇帝が居りましてという所から話を始め、また彼が「世を治めるための道具」という所に法の話に限って良い筈もない。

結局行き着くのは民ということになるのだろう。人々の特定の暮らしのあり方が、繰り返し特定の形の権力を作り出す。そしてその民については、戦前の中国史学者・和田清氏が次のようなことを言う¹³。

わが国〔といってももちろん戦前の話である〕では臣民は一如であるが、支那では臣と民とは全然違うので、臣即ち官僚は天子の直接の召使であるから、飽くまでその職務を忘れず、仕える所に忠実でなければならないが、民即ち一般人民は天下の公民であるから、各々その生業に務め非違をなさなければそれで善いので、直接精勤を励むべき仕える所はない訳なのである。

そこにあるのは国家的政治秩序の一構成員としての生活というより、まずは何より「天下の公民」としての晴れ晴れとした暮らしであった。そしてその暮らしの上に、すべての秩序が組み上がってゆく。

そして更にその民の暮らしについては、中国の社会人類学者・費孝通氏が「農民は家族という細胞の中で生活しているが、細胞相互間には強い絆は存在しない」と述べている¹⁴。

¹² 関本照夫「東南アジア的王権の構造」（伊東亜人他編『国家と文明への過程（現代の社会人類学3）』東京大学出版会、一九八七年）一〇頁。

¹³ 和田清『東亜史論叢』（生活社、一九四二年）。中根千枝『社会人類学——アジア諸社会の考察』（東京大学出版会、一九八七年）二一一頁より重引。

¹⁴ 費孝通著・小島晋治他訳『中国農村の細密画——ある村の記録 一九三六～八二』（研文出版、一九八五年）。

序 章

そこで本講ではまず第一章で家（家族）のあり方を論ずることから始めたい。次いで第二章でその家の経済的基礎を、第三章ではそれら家々同士がどう結びついて社会を作っていたかを論じ、そしてその知見を踏まえて四章以下で、次第次第に法と裁判の問題に入っていくことにする。

ただ民から始めると言っても、別にここで社会契約論の如きこと（ゼロベースの「自然状態」から始めてそこから国家権力を論理的に構成するようなこと）をしようという訳ではない。第一章も既に国家がある世界である。必要に応じて国家と法の話も差し挟み、色々な知識を得ながら次第に中核的な問題に進むことにしよう。